

「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等に関する意見募集」の結果

I 意見募集期間 令和8年7月14日（火）から同年8月17日（月）まで

II 提出された意見の件数 38件（放送事業者等：33件、個人：3件、匿名：2件）

III 意見提出者

○ 放送事業者等【33件】（意見提出順）

株式会社山陰放送、南海放送株式会社、株式会社MBSラジオ、北陸放送株式会社、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社中国放送、株式会社ニッポン放送、株式会社TBSラジオ、株式会社ラジオ大阪、青森放送株式会社、株式会社文化放送、株式会社エフエム東京、株式会社熊本放送、長崎放送株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社大分放送、株式会社山梨放送、株式会社高知放送、北海道放送株式会社、株式会社TBSホールディングス、静岡放送株式会社、株式会社宮崎放送、株式会社南日本放送、中部日本放送株式会社・株式会社CBCラジオ、株式会社STVラジオ、琉球放送株式会社、四国放送株式会社、信越放送株式会社、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社radiko、山口放送株式会社、福井放送株式会社

○ 個人【3件】

○ 匿名【2件】

IV 提出された意見と総務省の考え方

「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、次に掲げる表のとおりです。

No	意見【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1 全体について			
1	○ 親局以外のAM中継局について、2028年の再免許を待たずに廃止手続が可能となる制度改正は、放送事業者が中長期的な設備更新や経営計画、資金計画を検討する上で選択肢が広がるものであり、賛同します。 一方、AM送信アンテナ等の撤去に当たっては、50～100mという大型構造物であることに加え、塗料に含まれるPCBの有無を確認するための検査が必要で、その結果によっては撤去費用が大幅に増加する可能性があります。また、山間部や丘陵部に設置されているAM中継局は重機の臨局が困難な場所もあり、撤去工事には相当の費用と期間を要します。 このため、AM中継局の廃止後について、設備撤去まで一定の猶予期間を設けること、撤去費用に対する補助制度や税制上の支援措置について検討いただくよう要望します。 【南海放送株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。御要望については、今後の制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。	無
2	○ 本改正案等は、2024年度から2025年度にかけて、中国総合通信局の技術試験事務において実施されたFM放送の放送波中継による同一周波数同期放送について、実用化に向けた技術的な見通しが得られたことを踏まえ、必要な制度整備を行うものと理解しており、賛成いたします。 本方式は、光ファイバー等による有線中継回線の整備が困難又は著しく不経済となる山間部等において、FM中継局の整備および維持に係る選択肢を拡大するものです。また、同一周波数の利用によって使用周波数を削減し、電波の有効利用を図るとともに、放送ネットワークの効率的かつ持続可能な構築に資するものと考えます。 一方、本方式は、主として有線中継回線の確保が困難な地域への導入が想定されることから、運用に当たっては、過度な冗長構成や設備要件を一律に求めることなく、地域の実情に応じた合理的かつ実現可能な信頼性確保策を認めるなど、柔軟な制度運用を要望します。 【株式会社TBSラジオ】		
3	○ 改正案自体は問題ない考えるため、賛成する。 もっとも、聴取者としては、ワイドFM対応受信機の普及促進及びAM局休止・廃止等に関する周知広報の徹底を総務省、各放送事業者及び対象市町村に引き続きお願いしたい。		

		【匿名B】	
4	○ 基本的に、本改正案に賛成いたします。 放送設備の維持更新費の増大やラジオへの広告費が縮小する中、地方ラジオ事業者にとって、AM と FM の二重設備を維持・運用し続ける経営負担の解消は切実な課題です。2028 年の一斉再免許に向け、地域の文化や防災情報を伝えるメディアの責務を将来にわたり果たすため、ラジオ事業を持続可能な形で継続する方策を模索しています。 こうした経営上の予見可能性を高め、将来の選択肢を確保するため、再免許申請の約 1 年前となる 2027 年秋までに、①FM 転換に係る審査基準、②AM 親局廃止に係る判断基準、③radiko 等のインターネット配信を中継局廃止時の「代替的視聴手段（視聴継続措置）」として位置付ける関係法令等の整備、の 3 点について制度確定と手続きの明確化を要望いたします。 特に radiko 等のインターネット配信は、スマホの普及や災害時の情報収集行動の変化を踏まえれば、放送波を補完し、難聴取地域においては重要な役割を担います。また若年層との接点確保やデジタル広告等を通じて経営基盤を支える重要インフラでもあります。 道路トンネル内設備の縮減等により放送波のみでの維持が困難になりつつある実態も踏まえ、ネット配信を単なる付加的サービスとせず、放送波を補完する正規の手段として制度上明確に位置付け、聴取機会の確保と経営の持続可能性を両立させる制度整備を要望します。	【信越放送株式会社】	
5	○ 「AM 局の運用休止に係る特例措置」を適用し、運用を休止した AM 中継局について早期廃止を可能とする改定は、当該民放ラジオ社の実情を考慮したものであり賛同する。 ・ガイドラインにおいて「ラジオ番組のインターネット配信」が独立した項目として位置づけられたことは、時代に即した対応であり賛同する。 ・今後、radiko について、AM・FM を問わず、放送の補完・代替手段として明確に位置付け、ラジオ親局・中継局を廃止する際の視聴継続手段として認めることを強く要望する。	【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】	
6	○ FM 同期放送は、従来、別途中継回線を確保する必要がある放送方式として認識されてまいりましたが、本方式の導入により、同期放送ネットワークを円滑かつ効率的に構築できるようになるものと考えています。こうした新たな仕組みの制度化に向けたご検討に敬意を表するとともに、その趣旨に賛同いたします。		

		【山口放送株式会社】		
2 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について				
7	○ 災害対策等を目的として例外的に90MHz以下を割り当てられているFM補完中継局が、AM中継局の廃止・休止後も同じ周波数を継続使用できるようにすることは、当該の民放ラジオ社にとって必要不可欠であり、リスナー保護にも適うものです。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	○ 賛同の御意見として承ります。御要望については、今後の制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。	無	
8	○ 90.1MHzから98.9MHzまでの周波数に加え、災害対策及び放送確保対策のために真に必要なときは、76.1MHzから90.0MHzまでを選定できることは、当該の民放ラジオ社にとって必要なことであります。 【株式会社文化放送】			
9	○ 「基幹放送周波数使用計画の一部を変更する告示案」について基本的に賛成します。当該計画第1の5(4)で「放送確保対策の為に真に必要なときは、76.1MHzから90.0MHzまでの0.1MHz間隔の周波数を選定することができる」とあります。定義される条件は付きますが使用周波数の選定余地が増え、条件緩和されたものと捉えています。ワイドFMの周波数(90.0～98.9MHz)においては特に逼迫する周波数帯域であるとともに未だ受信機の普及が課題となっております。90.0MHz未満の周波数については既に利用されている周波数との干渉等も考慮した上で、放送事業者のニーズも踏まえ有効的に割り当てされるよう要望します。 【株式会社山梨放送】			
3 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案について				
10	○ 放送波中継によるFM同期放送の制度化は、技術方式の選択肢を拡大し、周波数有効利用に資するものであるため、賛成します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	○ 賛同の御意見として承ります。	無	
11	○ FM同一周波数放送波中継による同期放送の導入は、TTL回線が不要になる等の経済的効率に優れ、周波数の有効活用もでき、放送ネットワークの構築における選択肢を広げられる点などから、賛同します。 【株式会社文化放送】			
12	○ 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令67号)の一部を改正する訓令案について			

	基本的に賛成いたします		
	【株式会社山梨放送】		
13	○ FM同期放送局の利用促進及び新たな周波数割当てに当たっては、既設放送局の放送エリア及び受信環境への影響を十分に考慮した制度運用をお願いしたい。今回の制度改正では周波数有効利用の観点重視されているが、沿岸部等においては海上伝搬の影響により遠距離の既設FM放送局の電波が良好に受信される地域が存在することから、単純な机上検討だけでは把握できない混信リスクに十分配慮する必要がある。 そのため、周波数の選定に際しては、海上伝搬等による遠距離受信の実態を踏まえた検討を行い、既設局との混信が想定される地域においては、既設局の使用周波数と同一周波数のみならず、受信機の特長等も考慮し、既設局の使用周波数の前後200kHzの範囲内の周波数についても原則として割当てを避けるべきである。 また、やむを得ず既設局の放送に影響を及ぼすおそれのある周波数を割り当てる場合には、実地測定を含む十分な事前調査を実施し、既設局の受信環境に支障が生じないことを確認した上で免許手続を進めるべきである。 さらに、運用開始後に既設局の受信障害や混信等の影響が認められた場合には、原因者負担の原則に基づき、新たな周波数の割当て又は運用に起因する事業者が必要な技術的対策及び改善措置を速やかに実施することを制度上明確化していただきたい。 以上の観点から、既設放送局の受信環境及び聴取者利益の保護に十分配慮した周波数割当て・運用を要望する。 【個人B】	○ 同期放送を使用するFM放送局であっても、通常のFM放送局の新設と同様に、既設放送局の放送エリア及び受信環境への影響を十分に考慮した上で運用を開始することとしております。	無
4 基幹放送用周波数使用計画第1の5（4）ただし書に規定する真に必要なときについて（通達）			
14	○ 基幹放送用周波数使用計画第1の5（4）ただし書に規定する「真に必要なとき」の事例を明確化したことは有意義であり、適切です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
15	○ また「真に必要なとき」についての該当事例を定めることも適切であると考えます。 【株式会社文化放送】		
16	○ 本告示の施行後に、当該計画第1の5（1）又は（3）に掲げる対策を開設目的として76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用するその他の補完中継局において、	○ 改正案の基幹放送用周波数計画第1の5（1）又は（3）に掲げる対	無

	当該その他の補完中継局に係る中波放送を行う中継局が、特定地上基幹放送事業者等の責めに帰する事由により廃止された場合、当該その他の補完中継局は、90.1MHzから98.9MHzの周波数を使用することになると理解しております。 【株式会社エフエム東京】	策を開設目的として76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用するその他の補完中継局に係る中波放送を行う中継局の廃止が、特定地上基幹放送事業者等の責めに帰することができない事由によるものである場合には、基幹放送用周波数使用計画第1の5(4)ただし書に規定する「真に必要なとき」に該当し得ます。なお、「特定地上基幹放送事業者等の責めに帰することができない事由」は、個別具体の事情に応じて該当要否を判断いたします。	
17	○ 基幹放送用周波数使用計画第1の5(4)ただし書に規定する真に必要なときについて(通達)案について、「真に必要なとき」の判断については、民放ラジオ各社の意見や個別の事情を汲み上げ、反映させることを要望します。 【株式会社山梨放送】		
18	○ 該当箇所： 1ページ、記の1および2 「やむを得ず廃止しようとするとき又は廃止したとき」 意見の理由： 「やむを得ず」という表現のみでは、事業者の経営判断の恣意性を完全に排除できず、行政審査における客観的な担保が不足する懸念があります。事業者による置局維持の努力義務との整合性を保つためにも、基準の明確化が必要です。 具体的な修正案(対案)： 当該箇所の本文または注記に、以下の文言を追加することを提案します。「なお、やむを得ない事由の判断にあたっては、令和5年法律第40号に基づく中継局の共同利用等のコスト削減策を講じてもおお維持が困難な場合など、事業者が維持のための努力を尽くしたことを前提とする。」 【個人A】	○ 御指摘の「やむを得ず」とは、客観的事情により中継局の継続が困難であり、廃止以外の現実的な選択肢がない場合を想定しているものであり、個別の事案ごとに具体的事情を踏まえて判断することから、原案のとおりとします。	無
5 AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針の改定案			
(1) 賛同の意見			
19	○ 改定案で示されている通り、第2回特例措置の実施後、早期のAM局廃止が可能となるよう、制度整備を行うことを希望します。 【青森放送株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
20	○ 「AM局の運用休止に係る特例措置」を適用して運用を休止したAM中継局について、早期廃止を可能とする措置を講じることは、当該民放ラジオ社の設備事情等に配慮した合理的な対応であるため、賛成します。		

	【一般社団法人日本民間放送連盟】		
	(2) AM親局廃止・FM転換に係る今後の制度整備に関する要望		
21	○ ガイドライン改定案は、中継局の廃止及びその前段階としての運用休止期間の延長を対象としており、親局の廃止については明示的な言及がありません。一方で、基本方針の改定案末尾の参考図では、AM親局を廃止するFM転換の類型が示されています。親局の廃止は、中継局の廃止以上に聴取者への影響が大きいことから、今後予定されている制度検討において、親局廃止に関する取扱い及び必要な制度整備について早期に整理・検討を進め、その方向性を可能な限り具体的にお示しいただくよう要望いたします。 あわせて、適切な視聴継続措置の要件とされている「運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持された場合」及び「地方自治体との合意及び住民理解」の該当性については、地域特性や各事業者の置かれた状況が異なることを踏まえ、画一的な数値基準によることなく、総務省と事業者との協議を通じて、柔軟なご判断をいただきたく存じます。 【株式会社ニッポン放送】	○ 今後、FM転換を可能とする制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。	無
22	○ AM広域局がFM転換を行う場合、現行制度ではFM放送に「広域放送」に相当する放送対象地域の制度がなく、県域免許を前提とした枠組みとなっております。FM転換を円滑に進めるため、AM広域局から転換したFM局の制度上の位置付けを整理し、早期に制度設計の方向性をお示しいただくよう要望いたします。 【株式会社ニッポン放送】		
23	○ 基本的に、本改正案に賛成します。 特例措置の適用期間を2028年10月31日まで延長するための手続を整備するとともに、運用休止中のAM中継局について、検証結果を踏まえた廃止を可能とする方向性を明示することは、設備の維持・更新費や電力費等が上昇する中、民放ラジオ事業の持続可能性を確保するために必要な措置です。 一方、今回の改正はAM中継局を対象とする先行的な措置であり、AM親局を維持する事業者にとっては、FM転換およびAM親局の廃止に係る制度整備が実現しない限り、AM・FMの二重設備を維持する負担は解消されません。 2028年の再免許申請に向けて、一部の地域では、複数のラジオ事業者がFM転換と並行して事業統合も視野に入れながら、地域の文化や生活に密着した情報を伝えるメディアとしての責務を将来にわたり果たすため、ラジオ事業を持続可能な形で継続する方策を懸命に模索しています。 民放ラジオ事業者の経営上の予見可能性を高め、将来の選択肢を確保するため、再免許申請の約1年前となる2027年秋までに、		

	① FM転換に係る審査基準 ② AM親局の廃止に係る判断基準 ③ radiko等のインターネット配信を、ラジオ中継局を廃止する際の視聴継続措置として位置付けるための、関係法令等の整備 について制度を確定し、申請手続および標準処理期間を明確化することを要望します。 【株式会社TBSラジオ】	
24	○ 「AM局の運用休止に係る特別措置」の適用期間を2028年10月31日まで延長可能とし、運用休止中のAM中継局について検証結果を踏まえた早期廃止を可能とする方向性が明示されたことに賛成いたします。設備維持費・更新費や電力費等の高騰が経営を圧迫する中、弊社ラジオ事業の持続可能性を確保するために非常に合理的かつ必要な措置であると考えます。 一方、今回の改正は中継局を対象とした先行的な措置にとどまり、AM親局を維持する弊社にとっては、FM転換およびAM親局の廃止に係る制度整備が実現しない限り、AM・FMの二重設備維持による経営負担は解消されません。休止期間中であっても設備維持費や追加投資が発生している実態も踏まえ、運用休止をしていないAM局および親局においても、速やかな制度整備を講じていただくよう要望いたします。 将来の選択肢を確実に確保するため、2028年の再免許申請の約1年前となる2027年秋までに、以下の制度を確定し、申請手続および標準処理期間を明確化することを強く要望します。 ① FM転換に係る審査基準 ② AM親局（およびradiko等で代替するAM局）の廃止に係る判断基準 ③ radiko等のインターネット配信をラジオ中継局・親局廃止時の聴取継続措置として位置付ける関係法令等の整備 【株式会社熊本放送】	
25	○ 特例適用局でのカバーが地理的・地形的特性等の観点から困難な場合に、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮できるとする点は、当社が従来より要望してきた方向性と合致するものであり、高く評価します。今後、この考慮の対象を、中継局の休止・廃止の場面に限らず、当社のような広域AM局によるFM転換への移行の場面にも広げていただきたい。 【株式会社ラジオ大阪】	
26	○ 現在、AM局の運用休止に係る特例処置を受けている局での適用期間延長は歓迎いたします。一方、特例処置を受けていない局で、AM親局を維持しており、将来FM転換を希望している局に対しても、AM局の負荷軽減ができるような制度方針が早急に	

	提示されることを望みます。 【朝日放送ラジオ株式会社】		
27	○ 「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間を延長するとともに、早期にAM中継局の廃止を可能にする案に賛成いたします。 AM送信機については、現時点で更新や保守が困難な市場環境にあることを認識しています。つきましては、今回の特例措置の対象となっていないAM親局および中継局についても廃局を可能にする制度整備を速やかに実現していただくよう要望いたします。 【株式会社大分放送】		
28	○ 今回の基本方針の改定案では、放送事業者の意向を汲み緩和的な基本方針が示されるとともにAM中継局廃止を進めるための政策案を明確に示されていると評価します。今後、放送事業者として社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする前提においてFM転換及びAM局廃止の施策を迅速化させラジオ局の経営基盤強化につながるよう、廃止手続きの簡素化、審査基準の明確化、親局廃局に至るまでの規制緩和、国の支援を強く要望します。また、中継局の空中線電力を原則100W以下とする規定についてもAM放送波とFM放送波の伝搬特性の違いから地形的影響で局地的な難聴も起こることが想定されるため、空中線電力を増力できる旨の改正を新たに要望します。 【株式会社山梨放送】		
29	○ 当社は、AMラジオ放送を取り巻く環境が大きく変化する中、安定的なラジオ放送サービスを提供していくためには、FM転換をより柔軟に進められる制度が必要と考えます。 今回の制度改正は、周波数の有効利用や放送事業の持続可能性の確保を目的とするものであり、方向性には賛同します。 一方で、ラジオ放送事業者を取り巻く状況は地域によって異なり、AM設備の維持コスト増加や人口減少、広告市場の縮小など、多くの課題を抱えています。そのため、FM転換を希望する事業者については、地域の実情を踏まえ、柔軟に選択・移行できる制度設計を要望します。 また、地域の情報インフラを担うローカルラジオ局が将来にわたり放送サービスを維持できるよう、持続可能な事業運営に資する制度環境の整備についても検討されることを要望します。 【株式会社高知放送】		

30	○ ・民放ラジオの経営環境は、ますます厳しさを増しており、放送制度を迅速かつ柔軟に見直していくことが、経営基盤強化に資すると考えております。 ・その意味でも「AM局の運用休止に係る特例措置」を適用して運用を休止したAM中継局について、早期廃止を可能とする措置を講じることは、当該民放ラジオ社の設備事情等に配慮した合理的な対応と考え、賛成いたします。 ・一方、今回の措置に加え、再免許時のFM転換に伴うAM親局の停波・廃局の制度整備について、検討の加速を期待しているところです。 ・北海道のAM親局の放送区域は広いとため、100近い自治体が含まれます。AM親局の廃止については全ての自治体に対して、丁寧な事前周知、説明を行ったうえで、合意形成を得る必要がありますが、相当の時間が必要になることは容易に想像できます。また、AM親局の設備は大規模であり、老朽化が著しい状況に加え長納期のため、早期に将来を見据えた設備計画の立案が必要です。よって、現在、特例措置でAM親局を停波していない社に対して、次の再免許で必要となるAM親局の廃止手続きについて、radikoを放送代替手段として認めることも併せ、早い段階で公表頂くことを強く要望いたします。 ・加えて、総務省において、FM転換やラジオ中継局のradiko代替について制度化を行う際は、ラジオ各社の個別の事情や意見を丁寧に汲み上げ、施策に反映していただくよう要望いたします。 【北海道放送株式会社】		
31	○ ・「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間を2028年10月31日まで延長可能として、運用休止したAM中継局について早期廃止を可能とすることを明示したことは、民放ラジオ事業者の設備維持に関する持続可能性を高めるために合理的かつ必要な措置である、と考えております。 ・多くの民放AMラジオ事業者は、ラジオ事業を継続していくために、2028年の再免許に向けてFM転換と並行して様々な方策を懸命に模索しています。 民放ラジオ事業者にとって経営の予見可能性を高め選択肢を拡大するために、以下を改めて強く要望します。 ・再免許の1年前となる2027年秋までに、radiko等のインターネット配信を、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段・視聴継続措置として、関連する法令等に規定することを含めて制度として確定すること。 【株式会社TBSホールディングス】		
32	○ ・「AM局の運用休止に係る特例措置」に関しては適用期間を2028年10月31日まで延長可能としたこと、また運用を休止したAM中継局について早期廃止を可能とする方向性を明示したことは、民放ラジオ事業者の設備維持及び運用について選択肢が増え、またラジオ事業に係る持続可能性を高めるために必要な措置であると考えます。		

	・2028年の再免許及びFM転換に向け、民放ラジオ事業社の経営上の予見、判断をする際の裏付けや根拠となるよう、2027年の秋までには、FM転換に係る審査基準などラジオ中継局の廃止に係る関係法令等の整備を希望します。 【静岡放送株式会社】	
33	○ 特例措置の適用期間について2028年10月31日までの延長を可能とし、運用休止中のAM中継局について検証結果を踏まえた廃止を可能とする方向性が明示されたことは、設備更新費用や電気料金が高騰する中で、ラジオ事業の継続性を確保するために必要な措置と考えます。 一方、今回の改正は中継局を対象とした先行的な措置にとどまっており、AM親局を維持する事業者にとっては、FM転換およびAM親局の廃止に係る制度整備が実現しない限り、AMとFMの二重投資による経営的負担は解消されません。 ラジオ事業者の将来の選択肢を確実に確保するため、次回の再免許申請の約1年前となる2027年秋までに、以下の項目について制度を確定し、申請手続および標準処理期間を明確化されるよう要望いたします。 ① FM転換に係る審査基準の策定 ② AM親局の廃止に係る判断基準の策定 ③ radiko等のインターネット配信を、ラジオ中継局廃止時の聴取継続措置として位置付けるための関係法令等の整備 【株式会社宮崎放送】	
34	○ 今般の改正はFM転換に向けた第一段階と理解している。radiko等のインターネット配信は、現代のライフスタイルや災害時の情報収集において既に不可欠なインフラである。インターネット配信を「放送波を補完する聴取手段」として制度上明確に定義し、聴取機会確保とラジオ事業者の事業継続を両立させる総合的な制度整備を要望する。 今後の中継局・親局廃止等に係る第二段階の制度整備につきましても、周知期間確保など聴取者保護の観点から、速やかな検討を求める。その際、FM補完局の設置が困難なエリアを抱える事業者が将来の判断を円滑に行えるよう、radikoによる代替を容認する制度とすることを重ねて要望する。 【株式会社南日本放送】	
35	○ 北海道のラジオ放送のカバーエリアは、他の地域と比較すると非常に広く、現状のAM局によるカバーをFM局で実現する為には、AM局を上回る数の中継局が必要となります。その設備投資は現状のラジオを取り巻く環境では、経営努力を超える負担となる為、非常に困難です。	

	また、将来的には、現状のAM局の設備を維持できず、廃止せざるを得ない事も考えられます。 今後の「第2段階」の制度整備では地域ごとの事情や各社の経営体力に十分配慮した上で、特例措置の適用を受けていないAM親局やAM中継局を廃止可能とする他、radiko等のラジオ番組のインターネット配信も視聴継続措置として頂けるよう、強く要望します。 【株式会社STVラジオ】	
36	○ 「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間を延長し、早期にAM中継局の廃止を可能にする案に賛成です。但し今回の改正は中継局が対象の為、AM親局の廃止について検討期間及び聴取者への周知期間確保の観点より、早期な制度整備を講じて頂くようお願い致します。また親局廃止の際の聴取継続措置としてradikoなどインターネット配信による聴取代替を容認する制度を要望致します。 【琉球放送株式会社】	
37	○ 特例措置の適用期間を延長するための制度を整備するとともに、運用休止中のAM中継局について、休止期間中の検証結果を踏まえた廃止を可能とする方向性を示すことは、設備の維持・更新費や電力費等の上昇が続く中、ラジオ事業を維持するために必要な措置であり、賛成します。 AM中継局については今回の制度改正により先行的な措置が可能となる一方、FM転換やAM親局の廃止に関する制度や手続は不透明なままです。地域情報の担い手としての役割を永続的に果たすため、また将来に向けた経営判断や設備投資のためにも、少なくとも2028年の再免許申請の1年前には、FM転換やAM親局の廃止についての制度整備、radiko等のインターネット配信を聴取継続措置として明確に位置付けることを要望します。 特に、radiko等のインターネット配信は既に広く世の中に普及し、ラジオ放送と共に生活や文化、災害情報などの取得ツールとしても一定の役割を果たしています。こうした実態を踏まえ、今後のラジオ放送制度の見直しに当たっては、放送とインターネット配信の双方を活用し、地域住民への情報提供機能を維持しつつ、事業者が持続可能な形でサービスを提供できる制度整備を進めることを期待します。 【四国放送株式会社】	
38	○ 特例措置の適用を受けたAM中継局の廃止およびFM転換について、今後、必要な制度整備が行われることに賛同します。 なお、休止中の局については、送信設備の老朽化に伴う設備更新を回避する観点から、一刻も早く廃止が実現するよう、手続きの円滑化にご配慮を強くお願いします。	

	【山口放送株式会社】		
39	○ 特例措置の適用期間の延長において、終了日及び具体的な措置が示されたことに賛意を表します。 当社は、特例措置の適用を受け、令和6年2月よりAM中継局の運用休止を実施しております。休止以降、ワイドFM等への聴取移行の周知・案内に一段と力を入れたところ現在では問い合わせもほぼなくなり、中継局の廃止による地域住民への影響は少ないものと考えております。 一方で、AM中継局の廃止により回線費等の経費削減の見込みは立つものの、AM親局の経費負担は依然として非常に大きい状況にあります。民間ラジオ事業を持続可能なものとし、地域メディアとしての安定した情報発信機能を維持するためには、経営の選択肢としての「FM転換」及び「AM・FM二重投資の一刻も早い解消」が不可欠です。つきましては、中継局のみならず、AM親局につきましても速やかな廃止およびFM転換が実現できるよう、更なる制度整備と支援を求めたく存じます。 【福井放送株式会社】		
(3) 修正意見			
40	○ 該当箇所： 4ページ、3 特例措置の適用を受けるための要件、注記7の「延長後の適用期間終了日が2027年1月31日までの間である場合」の要件緩和措置 意見の理由： 延長期間の長短にかかわらず、既存の聴取者に対して情報を届ける最も直接的かつ効果的な手段である「ラジオ放送での周知」を一律で免除することは、聴取者保護の観点から不適切です。スポットCMの放送などは事業者にとって比較的容易であり、既存の放送インフラを最後まで活用すべきです。 具体的な修正案(対案)： 当該箇所の「ただし、ラジオ放送での周知は求めず」という文言を、以下のように修正することを提案します。「ただし、ラジオ放送での周知については、技術的または運用上困難な場合を除き、原則としてこれを求めるものとし」 【個人A】	○ 御指摘は「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針の改定案」の4ページの脚注6の記載に係るものと理解しております。 本記載は、既に特例措置に基づくAM局の運用休止を行っている放送事業者が適用期間の延長を行う場合を想定したものであるため、一度周知広報及び検証等が実施されていることを踏まえ、合理的な範囲で要件の緩和する趣旨のものです。 住民への周知広報については、ラジオ放送、事務所への備置き及びホームページの3媒体による周知広報を求めています。特例措置により運用休止中のラジオ放送局を用いて改めて周知を行う必要は認められないことから、ラジオ放送による周知は求めないこととしたものです。したがって、原案のとおりとします。	無

6	地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドラインの改定案		
	(1) radiko等のインターネット配信サービスに係る制度整備の要望についての意見		
41	○ radiko等のインターネット配信サービスを、中継局廃止時の視聴継続措置における正式な「代替的視聴手段」として早期に認定すること、あるいは確実な制度化を担保する形にする事を強く要望します。 今回の「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の改定案において、FM局等によるカバーが困難な地域における「radiko等のインターネット配信サービスによるカバーの考慮」が引き続き明記されたことは大いに評価しています。これを真に実効性のあるものとするためには、インターネット配信を特例措置の検証用としてだけでなく、恒久的な「代替的視聴手段」として正式に認定して頂くことが不可欠だと考えます。 鳥取・島根という東西に約300kmと長く複雑な地形と広大なエリアを抱える地方局にとって、老朽化したAM中継局のカバーエリアを、すべてFM補完中継局の新設で維持することは経済合理性の観点から極めて困難です。 また山陰地域は日本海をはさみ、直接海外に面していることから、FM補完中継局を建設したとしても、中国、韓国、台湾の外国波混信の影響は排除できず、上空の電離層（E層）の異常などにより、季節によっては深刻な混信を受けている実態があります。 インターネット配信の活用がAM廃局の視聴代替手段として認められないと、今後の事業継続において死活問題となりかねません。 現在のガイドライン改定案では、radiko等が代替的視聴手段となり得るかについて「特例措置の検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」と記載されるにとどまっています。地方局がAM中継局廃止に向けた住民への丁寧な説明や経営判断をいち早く滞りなく進められるよう、検証結果を待たずに早期に正式認定される、あるいは確実な制度化を担保する文言へと修正されることを要望いたします。 【株式会社山陰放送】	○ 御要望については、今後の制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。	無
42	○ 「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の特例措置において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」考えについて賛同致します。 また、FM転換や設備投資軽減を目的とした将来的な広域AM廃止に向けての必要な制度整備でも、FMでの世帯・エリアカバー率の算出においては、新たに中継局を建		

	てるのではなく、聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを恒常的に最大限認めていただきたい。 【株式会社MBSラジオ】	
43	○ ラジオ番組のインターネット配信の取り扱いについて、「2回目の特例措置において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」とありますが、現在のAM放送の放送区域全体を、FM放送だけでカバーする事には費用面においても、地理・地形的な面においても限界があります。FM転換は「持続可能な放送体制の維持と経営基盤の強化」を目的としてこれまでの制度整備の検討が進められたと認識しています。「持続可能な放送体制の維持と経営基盤の強化」に重点を置いてご判断いただきたくお願いいたします。 【北陸放送株式会社】	
44	○ 民放ラジオ社の予見可能性を高め、また経営の選択肢を拡大するため、今回の措置に加え、①FM転換およびAM親局廃止に必要な制度整備を加速すること、②AM、FMを問わず、radikoを放送の補完・代替手段として認め、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段として追加すること——を、あらためて強く要望します。 総務省において、FM転換やラジオ中継局のradiko代替について制度化を行う際は、ラジオ各社の個別の事情や意見を丁寧に汲み上げ、施策に反映していただくよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	
45	○ 「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の特例措置において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」という方向性に賛同致します。加えて、広域AM局が将来的にFM転換へ移行する場合についても、地上波FMとインターネット配信の組み合わせによる実質的なエリアカバーの考え方を早期に確立していただくことが、AM設備の維持コスト削減と聴取者保護の両立に資するものと考えております。 【株式会社ラジオ大阪】	
46	○ インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討いただき、AMとFMを同等に扱っていただくことを要望いたします。 【株式会社エフエム東京】	

47	○ 改定案では、radiko等のインターネット配信が視聴継続措置における代替的な視聴手段となり得るかについて、今後検討を行い、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するとされています。 しかし、第2回特例措置においては、FM放送等でカバーできない地域について、インターネット配信による補完を考慮した運用がすでに行われており、インターネット配信のみで聴取可能となる世帯数や住民の受容性についても検証の対象とされています。 また、道路トンネル内のラジオ再放送設備についても、NEXCO西日本や首都高速道路において、AA等級以外のトンネルを対象とした廃止、または縮減が進められるなど、放送波のみを前提として聴取環境を維持することは困難になりつつあります。 スマートフォンの普及や、災害時における住民の情報収集行動の変化を踏まえれば、radikoは放送波を補完し、地域によっては聴取機会を確保する上で十分な役割を担い得ます。 さらに、radikoは若年層を中心とする新たなリスナーとの重要な接点であるとともに、聴取ログを活用したデジタル広告等を通じて、民放ラジオ事業の収益基盤を支えるインフラとなっています。 このため、radiko等のインターネット配信を単なる付加的なサービスとして扱うのではなく、上記の検証結果を踏まえ、放送波を補完する聴取手段となり得るものとして、制度上明確に位置付けるとともに、聴取機会の確保と民放ラジオ事業の持続可能性を両立させる制度整備を要望します。 【株式会社TBSラジオ】		
48	○ ラジオ番組のインターネット配信について、ガイドライン上で独立した項目として整理されたことを歓迎いたします。本整理は、ラジオの視聴継続手段の多様化という観点からも有意義であると考えます。今後のFM転換及びAM局廃止に係る制度整備においても、radiko等のインターネット配信サービスを代替的な視聴手段として明確に位置付けていただくことを強く要望いたします。 一方で、特例適用の選定要件では、「地理的・地形的特性、経済合理性等の観点から」他の手段によるカバーが困難な場合に、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮できるとされていますが、「困難な場合」の該当性についても、地域ごとの実情が大きく異なり得ることから、一律の要件にとらわれることなく、各事業者の置かれた状況に即した個別の判断がなされるようご配慮いただきたく存じます。 【株式会社ニッポン放送】		
49	○ radiko等のIPユニキャスト配信は民放ラジオ社の経営への負担が比較的少なく、かつ現時点において広く普及し、認知が進んでいることを鑑み、更には第2回目		

	の特例措置でも認められている通り、FM転換を可能とする制度整備時の代替聴取手段に追加するようあらためて強く要望します。 一部の高速道路会社は、トンネル内におけるラジオ再放送を、一部を除き廃止するとしております。その代替聴取手段はradikoによるものになり、今後はこのような動きも視野に入れた制度整備を要望します。 なお民放ラジオ社毎に事情も異なりますので、各社の地域性、実情を十分に踏まえた上で、民放ラジオに関する施策に反映していただくよう要望します。 公表期間を廃止日の前日から起算して、少なくとも90日前に改定するのは適切であると考えます。 【株式会社文化放送】	
50	○ 改定案では、radiko等のインターネット配信が代替的な聴取手段となり得るかについて「第2段階で検討する」とされています。しかしながら、以下の理由から、第1段階（現時点）から正式な聴取継続措置として柔軟に認めるべきと考えます。 ・運用の実態：すでに第2回目の特例措置において、FM放送でカバーできない地域に対し、インターネット配信による補完を考慮した運用や受容性検証が行われていること。 ・生活環境の変化：スマートフォンの普及や災害時の情報収集行動の変化により、radikoは放送波を補完し、地域の聴取機会を確保する十分な役割を果たしていること。また、若い世代との接点やデジタル広告等、事業の収益基盤を支える重要インフラとなっていること。 ・聴取環境の変化：NEXCO西日本等の道路トンネル内におけるラジオ再放送設備の廃止・縮減が進むなど、放送波のみを前提とした聴取環境の維持は極めて困難になりつつあること。 つきましては、radiko等を単なる付加的サービスではなく、放送波を補完する聴取エリアと同等のものとして制度上明確に位置付け、FM補完放送と併せ、あるいは単体であっても聴取継続措置として認めるよう要望いたします。 【株式会社熊本放送】	
51	○ 2028年以降の「FM転換」に向けて、多くの民放AMラジオ事業者は、ラジオ事業を継続していくために、2028年の再免許に向け様々な方策を懸命に模索しています。 再免許の1年前となる2027年秋までに、インターネット配信（radiko）を、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段・視聴継続措置として、関連する法令等に規定することを含めて制度として確定していただきたく要望します。 【長崎放送株式会社】	
52	○ 「特例措置の適用を受けようとするAM局がカバーする一部の地域において、地理	

	的・地形的特性、経済合理性等の観点からFM局等の放送によるカバーが困難な場合には、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することを可能とした。」という記述につきましては、radiko等のインターネット配信によるカバーを考慮することを可能としたことに賛同いたします。 「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする。」という記述につきましては、radikoを代替手段となりえるか検証され制度整備される旨、賛同いたします。FM転換の制度整備に置かれましては、radikoを代替手段として認めて頂きますよう、早急の制度化を望みます。 【朝日放送ラジオ株式会社】	
53	○ 今後のFM転換等に向けた制度整備において、radikoなどのインターネット配信を「代替的視聴手段」として正式に位置づけていただくよう、強く希望いたします AM中継局の休・廃止を進める中では、山間部などの地形的な条件からFM波だけで従来の放送エリアをカバーすることには限界があります。 経営環境の悪化に伴う切実な判断の中で、それを補うための新たな設備投資およびその後の維持費用は、将来的に放送事業者の経営破綻を招く恐れすらあります。 一方で、現在はスマートフォンが広く普及し、多くの方が日常的にインターネットを通じて情報を得る環境が整っています。特に地震や台風などの自然災害時には、常時携帯しているスマートフォンからradikoを利用して情報収集を行うケースが見られ、緊急時の情報インフラとしても十分な実効性があることがうかがえます。 また、ラジオ受信機の保有率が低い若年層においては、radiko等でラジオ番組に親しむスタイルが定着しており、新たなリスナー層の拡大に貢献しています。 AM放送事業者を取り巻く厳しい経営環境と、ラジオ聴取の現状を踏まえ、多くのリスナーに定着しているradiko等のインターネット配信を正式な代替選択肢として活用できれば、放送事業者の費用面での負担を減らし、万が一の際にも確実な聴取環境を維持できます。 社会環境の変化と利用実態に即した、柔軟な制度設計がなされるよう前向きなご検討をお願いいたします。 【東海ラジオ放送株式会社】	
54	○ AM廃局の際の聴取代替および聴取継続措置としてradiko等のインターネット配信を認め、かつ単独での代替聴取対象として位置づけることを要望いたします。 また、聴取代替および聴取継続措置とした場合に、放送事業者が現実的に選択できる、負担のない条件を設定していただきますよう要望いたします。	

		【株式会社大分放送】	
55	○ 〈13ページ③ラジオ番組のインターネット配信の取り扱い〉 今回のガイドライン改定案では、「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の特例措置において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」とあります。経営環境の厳しいラジオ業界においては、既にradikoによるラジオ番組リスナーの確保、デジタル広告による収益基盤の強化、普及率の高いスマホによる災害報道聴取手段として扱えるなど、それらの受容性と経営を支えるインフラとして位置付けており、ラジオ業界全体が一丸となりradiko普及推進キャンペーンなど展開を進めています。単に特例措置期間だけの検証結果に囚われる判定でなく、これらラジオ業界の動向も加味して「放送を補完するサービス」としてradikoの制度的位置付けの明確化と放送代替への容認を速やかに進めることを要望します。	【株式会社山梨放送】	
56	○ radikoは多くのリスナーに利用される重要な聴取手段となっており、放送サービスを補完する役割を果たしています。 AM局廃止やFM転換に伴う聴取者保護の評価にあたっては、FM放送によるカバー状況だけでなく、radikoによる聴取環境も含めた総合的な評価が必要と考えます。 特に、地理的・地形的要因等によりFMによる完全なカバーが困難な地域については、radiko等のインターネット配信サービスを聴取継続手段として適切に位置付ける制度整備を要望します。	【株式会社高知放送】	
57	○ ・現在スマートフォンはその普及率により、災害時における情報収集のための主要なツールとして認知されている状況であり、スマートフォン上で利用可能なradikoも特に若年層を中心として幅広く認知されています。このような状況を踏まえるとradikoは単にインターネット配信による付加的なサービスではなく、放送波を補完するための主要なインフラとして機能している現状も考慮し、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段かつ視聴継続措置として、制度上明確に位置付けることを希望します。	【静岡放送株式会社】	
58	○ 改定案では、radiko等のインターネットの配信が視聴継続措置の代替的手段となり得るかについては、今後検討を進め、FM転換を可能とする制度整備の際に措置す		

	るものとされています。 すでに第2回目特例措置では、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することが可能とされていること。また、NEXCO西日本等のトンネル内における再放送設備の廃止や縮減が進められているなど、放送波のみを前提とした聴取環境の維持が困難になりつつあること。 このため、radiko等のインターネット配信を単なる付加的なサービスとして扱うのではなく、放送波の聴取手段となり得るものとして、制度上明確に位置付け、放送波の補完や代替とするよう要望いたします。 【株式会社宮崎放送】 59 ○ インターネットを通じたラジオ配信（radiko）が視聴継続措置として妥当かについては、実証結果等を踏まえ適切にご判断いただきたい。 スマートフォンの普及や災害時の情報収集行動の変化を踏まえると、radikoは地域によっては放送波を補完するに留まらず、聴取機会確保に十分な役割を果たし得る。若年層との接点やデジタル広告を通じた事業基盤強化の観点からも重要性が増している。 特に、離島等の地理的・経済的要因により放送波でのカバーが困難な区域においては、radikoを「完全な代替手段」として位置付け、柔軟な制度とすることを強く求める。 【株式会社南日本放送】		
60	○ 4月2日の「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する検討会」の資料で示された「ラジオ受信機の保有世帯が40%未満に減少した」との調査結果は、今後の電波によるラジオ放送の接触機会がさらに危機的状況になりかねない経営環境に直結する深刻な課題で、経営基盤の強化は喫緊の課題です。このラジオ全体が直面している深刻なインフラ危機の現実在即し、ガイドライン案におけるインターネット配信の取扱いに関する記述は、合理的な対応であり賛同いたします。そのため、radiko等のインターネット配信サービスを今後のラジオ聴取のインフラのひとつとして認める柔軟な制度改正を速やかに行うとともに、その実施時期を明記していただくことを改めて要望いたします。 【中部日本放送株式会社・株式会社CBCラジオ】		
61	○ 第2回特例措置において、radiko等のインターネット配信での代替を考慮した運用がなされ、インターネット配信のみでしか聴取できない地域住民の受容性も検証の対象となっていることから、インターネット配信は既に制度的にも一定の位置付けがなされているものと考えられ、聴取継続措置における代替的な受信手段として位置付けることが適当と考えます。		

	そのため、radiko等のインターネット配信については、将来の制度改正時の検討事項にとどめるのではなく、聴取継続措置における補完的な手段としての位置付けや評価の考え方を早期に整理し、FM転換やAM局廃止に係る制度設計の中で明確化することを要望します。 【四国放送株式会社】		
62	○ 特例適用の選定要件で、「地理的・地形的特性、経済合理性等の観点から」他の手段によるカバーが困難な場合に、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮できるとしているが、地域ごとに「困難な場合」の事情が異なることから、一律の要件を設定するのではなく、各事業者の実情を踏まえた対応を要望する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】		
63	○ ラジオ番組のインターネット配信サービスであるradikoが、代替的視聴手段として検討対象に盛り込まれたことを、大いに歓迎いたします。放送を取り巻く環境や聴取スタイルが変化する中、インターネット配信を活用し、リスナーが継続してラジオ番組を聴取できる環境を確保することは重要であると考えます。radikoとしても、さらなる利便性向上や機能拡充に向けた改良を前向きに進めてまいります。総務省におかれましては、今後、実際の聴取状況や通信環境等も踏まえた検証を重ねていただき、実効性のある制度整備につなげていただくことを強く期待いたします。 【株式会社radiko】		
64	○ 当社の放送エリアには山間部が多く、これまで災害対策および難聴対策として、公的支援を賜りながらFM補完局の整備を順次進めてまいりました。しかし、既存のAM放送エリア全域をFM放送等でカバーすることは困難であり、radikoを補完的な伝送手段として位置付けることが必要であると考えます。 つきましては、放送を基軸としつつ、radikoを補完的な伝送手段として活用できるよう、必要な制度整備を要望します。 【山口放送株式会社】		
(2) 中継局廃止に係る周知広報についての意見			
65	○ 特例措置による6か月以上の運用休止、住民への周知広報、地方公共団体等との調整、問合せ窓口の設置、影響検証および報告等を、AM中継局廃止時の適切な聴取継続措置として評価し、公表を継続すべき期間を原則1年から90日に短縮できるとする整理に賛成します。すでに実質的な措置を講じた事業者の負担に配慮した、合理的な制度整備です。 あわせて、廃止日の90日前からの公表と特例措置 期間中に実施済みの周知広報	○ 賛同の御意見として承ります。本改正案では、特例措置の延長後の適用期間満了日が2026年11月1日から2027年1月31日までの間である場合は、廃止日の90日前からの公表については、AM局の運用休止に係る特例	無

	について、同一内容の対応を重複して求めないよう、手続の一体化および簡素化を要望します。 【株式会社TBSラジオ】	措置の際に既に周知広報を実施済みであることを踏まえ、「休止期間の延長に加えて、特例適用局を廃止する場合にはその廃止に関する周知等を適切に行うこと。」「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針改定案」の4ページの脚注6）と、その手続きを簡素化することとしております。 なお、本改正案で措置する場合以外の中継局の廃止に係る手続の一体化及び簡素化についての御意見は、今後の施策の参考として承ります。	
66	○ 特例措置による6か月以上の運用休止や周知広報等の実績を評価し、廃止時の公表継続期間を原則1年から90日に短縮する整理に賛成いたします。すでに実質的な措置を講じている弊社への配慮として大変合理的な制度整備であると受け止めております。 併せて、さらなる手続きの簡素化として以下を要望いたします。 ・公表手続きの簡素化：廃止日90日前からの公表と特例措置期間中に実施済みの周知広報について、重複対応を求めない一体的な手続きを要望します。 【株式会社熊本放送】		
67	○ 特例措置の適用を受けて検証を行った局は、AM中継局廃止時の適切な視聴継続措置に相当し、公表を継続すべき期間を原則1年から90日に短縮できることに賛成します。 あわせて、廃止日の90日前からの公表と特例措置期間中に実施済みの周知広報について、同一内容の対応を重複して求めないよう、手続の一体化および簡素化を要望します。 【長崎放送株式会社】		
68	○ 特例措置による6か月以上の運用休止、周知広報や影響検証の報告等を適切な聴取継続措置として評価し、公表すべき期間を原則1年から90日に短縮できるとする整理に賛同いたします。 あわせて、廃止90日前からの公表と特例措置期間中に実施済みの周知広報について、同一内容の重複を求めることがないよう、手続きの一体化および簡素化を要望いたします。 【株式会社宮崎放送】		
69	○ 「ただし、特例措置の検証結果を踏まえて～廃止日の前日から起算して少なくとも90日前から当該廃止日の前日までの間、廃止に関する公表を行うこととする。」との記述は、具体的なAM中継局廃止のスキームを初めて示したものであり、AM中継局運用休止の実証実験結果を踏まえたAM放送事業者の経営選択肢として非常に有用であると考えます。 【中部日本放送株式会社・株式会社CBCラジオ】		

70	○ 特例措置の趣旨を鑑み、特例措置として実施された6か月以上の運用休止、住民や地方公共団体等への周知広報、問合せ窓口の設置、放送休止による影響の検証等そのものがAM中継局廃止時の適切な聴取継続措置として整理されることについては、十分な対応を講じた事業者に対する負担軽減の観点からも、賛成します。 また、廃止日90日前からの公表内容が、特例措置による休止期間中の周知広報と同等の趣旨の場合、重複した周知とならないような手続きの簡素化を希望します。 【四国放送株式会社】		
(3) 地方自治体や住民との合意形成についての意見			
71	○ AM中継局の休止・廃止やFM転換は、各放送事業者が自社の経営状況をふまえて行う判断でありますし、合意形成に向けた自治体や住民への丁寧な説明は事業者の責務であると認識しておりますが、地方局単独の取り組みでは限界があるのも実情です。 これが国の制度整備の一環として進められていることについて、総務省から直接、地方自治体に対して趣旨説明や周知を図っていただくなど、現場の放送局が合意形成の交渉を進めやすくなるための環境づくりをお願いいたします 地方自治体や住民との合意形成を進めるうえで最大の障壁となるのが、地形的要因等でFM波によるエリアカバーが不十分となる地域が存在です。こうした地域では、すでに多くのリスナーがradiko等のインターネット配信を利用して聴取を補完しています。つきましては、できるだけ早期に実質的な視聴継続措置として、既存のインターネット配信サービス（radiko等）を容認していただくよう、強く要望いたします。 【株式会社中国放送】	○ 本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものと考えております。	無
72	○ 地方自治体等から合意を得る為には、視聴継続措置が受け入れられる必要があります。radiko等のラジオ番組のインターネット配信も本制度の視聴継続措置として頂き、その旨を総務省から地方自治体等へ周知して頂くよう、要望します。 【株式会社STVラジオ】		
73	○ 改定案では、地方自治体との合意がAM中継局の廃止に当たっての条件であるとも受け取られるような文言が盛り込まれました。 民間AMラジオ放送事業者は、経営判断に基づくFM転換及びAM局廃止の実現をめざし、AM局運用休止に係る特例措置の適用を受けて検証を進めています。 地方自治体や住民の理解は重要な要素ではありますが、合意の有無がAM中継局廃止の実質的な要件となって放送事業者の経営判断を制約することがないよう、配慮をお願いいたします。	○ 本ガイドラインでは、住民理解を得るに当たり、放送事業者が、特に地方自治体や自治会等の住民代表に対し、事前に説明を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施について、あらかじめ合意を得ることが適当であるとしています。御要望につ	無

	【青森放送株式会社】	きましては、今後検討を進めていく上での参考として承ります。	
74	○ ・地方公共団体との合意要件の柔軟化：周波数使用計画等の手続きにおいて「地方公共団体との合意」が求められていますが、自治体側から「書面による明確な合意」を得ることは実務上著しく困難です。協議・報告の実施をもって合意とみなすなど、親局・中継局双方の廃局手続きにおける合意要件の簡素化・柔軟化を要望します。 【株式会社熊本放送】		
75	○ 廃局手続きにおける「地方自治体との合意」要件について、民間放送局の廃局に対して地方自治体から合意を得ることは、実務上非常に困難であると考えられます。合意を得ることに最大限の努力をいたしますが、地方自治体との合意については、「条件の緩和」、あるいは「手続きのさらなる簡素化（当該要件の撤廃を含む）」を要望いたします。 【株式会社大分放送】		
76	○ 適切な視聴継続措置の要件としている「運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持された場合」及び「地方自治体との合意及び住民理解」の対象について、画一的な基準を設け運用するのではなく、地域特性や事業者ごとに状況が異なることを踏まえ、事業者の意見を十分に聞いて柔軟に判断いただくことを要望する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】		
(4) その他の意見			
77	○ AM局の運用休止に関する特例措置については、制度を検証するうえで一定の役割を果たしたものと考えています。 しかし、特例措置への参加については各事業者の事情によるものであり、参加しなかったことを理由にFM転換の機会が制限されるべきではないと考えます。 ラジオ放送事業者ごとにエリア特性や設備状況、経営課題は異なることから、FM転換については特例措置参加の有無にかかわらず、地域の実情や聴取環境を踏まえて柔軟に判断できる制度とすることを要望します。 【株式会社高知放送】	○ 今後、FM転換を可能とする制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。	無
78	○ 基幹放送局のうち、いわゆる『親局』については、当該放送局を廃止した場合、その地上基幹放送事業者は放送事業者たり得ないことから、本規定の対象外であるとされていることについて、AM親局の廃止を伴うFM転換については、現行制度		

	上の取扱いが明確ではなく、FM転換を円滑に進めるため、聴取者への影響も十分に考慮しつつ、早期に整理し、具体的な方針を示していただくよう要望する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】		
79	○ 現行制度ではFM放送は、県域免許を前提とし、「広域放送」に対応する放送対象地域の制度がないため、早期にAM広域局から転換するFM局の制度上の位置付けを整理し制度整備することを要望する。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】		
80	○ 中継局廃止に向けた具体的な対応スケジュール及び手続きの明確化が示されたことに賛同いたします。当社は第1期特例措置の適用を受けて実証実験に参加し、地域住民及び関係団体に対しては、平成29年から整備を進めてきたワイドFM（FM補完放送）等の周知を図ってまいりました。 中継局を廃止する際のガイドラインにおきまして、これまでの特例措置による検証が「視聴継続措置」の履行に相当するものとして整理されたことを踏まえ、地域に混乱を生じさせない円滑なFM転換に務める方針であり、引き続きご支援を求めたく存じます。 【福井放送株式会社】		
81	○ 該当箇所： 19ページ、第3章(2)省令条文解説(施行規則第86条の3関係)、5「合理的な理由」の解説部分 意見の理由： 「視聴実態がないことがすでに明らかである場合」という免除要件について、客観的な確認プロセスが示されていないため、事業者の簡易的な調査のみで1年前の公表義務が短縮されるリスクがあります。住民が不意打ち的に放送を失う事態を防ぐための文言追加が必要です。 具体的な修正案(対案)： 「視聴実態がないことがすでに明らかである場合」という文言の直後に、以下の括弧書きを追記することを提案します。「(関係地方公共団体への事前ヒアリングや、統計的に十分なサンプル数に基づく受信実態調査等により客観的に証明されている場合に限る)」 【個人A】	○ 本ガイドラインでは、地上基幹放送事業者に対して、「視聴実態がないことがすでに明らかである」ことをもって「合理的な理由」に該当すると判断した場合、その判断根拠の公表を求めています。地上基幹放送事業者はすでに「視聴実態がないことがすでに明らかである場合」の判断の根拠について説明を求められていることから、原案において客観性は担保されるものと考えます。したがって、原案のとおりとします。	無
6	その他		
82	○ なお、本意見募集の対象外ではありますが、休止・廃止の告知について国による	○ 今後検討を進めていく上での参考	無

	支援を要望します。 事業者は、自社の放送やウェブサイト等を通じて周知を行いますが、放送による告知は、主として日常的に当該放送を聴取しているリスナーに届く手段です。このため、普段ラジオを利用しておらず、災害時に初めてラジオを必要とするリスナーには、運用休止や廃止に関する情報が届きにくいという構造的な課題があります。 こうした住民にも確実に情報を届けるため、政府広報および総務省ウェブサイトの活用、地方公共団体の広報紙や防災情報伝達手段等を通じた周知への協力を要望します。 また、新聞広告、折り込み広告、ポスティング等、放送以外の経路による周知には相応の費用負担が生じることから、これらの周知に要する費用についても、国による支援措置を講じるよう要望します。 【株式会社TBSラジオ】	として承ります。	
83	○ 本意見募集の対象外ではございますが、円滑な移行と持続可能なラジオ事業の継続に向け、国による以下の支援を要望いたします。 ・告知・周知に対する支援：自社放送等の周知は日常的なリスナーにしか届かず、災害時にのみラジオを利用する層へ情報を行き届かせることが構造的に困難です。政府広報や自治体の防災情報伝達手段を活用した周知協力に加え、新聞折り込み・ポスティング等の放送外広報に要する費用への財政的支援をお願いいたします。 ・AM放送設備の撤去費用の補助：FM転換等に伴い不要となるAM送信所・中継局等の施設撤去・土地原状回復には巨額の費用を要し、厳しい経営環境下にある民放ラジオ事業者にとって大きな重荷となっています。新設するFM補完中継局への補助にとどまらず、既存AM放送設備の撤去・処分費用も対象に含めた包括的な財政支援措置の創設を切に要望いたします。 【株式会社熊本放送】		
84	○ まず、今後永続的に提供されない可能性のある「radiko」アプリへの言及は、削るべきだ。 カバー率を問題にしているはずなのに、海外視聴の出来ないアプリへの誘導は、おかしいのではないか。 アプリではなく、海外でも聴け、運用も楽で、災害時でも動作する可能性が高く、セキュリティの問題も少ないストリーミングを推奨すべきだ。 アプリはあくまで放送局による文字・画像・映像情報の副次的な提供が目的であり、ラジオ放送の主体とすべきではない。 （むしろ、政府事業として特定アプリに支援を行えば、他の情報提供企業の自由競争を、侵害する事になる。） また、計画案では言及されていないが、FM局の増設に際して、総務省から「マスメディア集中排除原則」の緩和案が出ているはずだが、メディアの公正を欠く緩和	○ 御意見として承ります。今後の施策の参考とさせていただきます。	無

	案には、反対する。 現に一部のコミュニティFM局では、反社会的組織(右翼団体)が独占運営して、人種差別・ジェンダー差別、投票誘導など、放送法・公職選挙法に違反する放送を行っている事が明らかになっている(BP0より)。 その様な放送局への規制も充分でないまま、AM廃止・FM化を議論するのは、尚早なのではないか。 そもそもが、AM廃止は、民放連側からの「AM設備・運営のコストが高い」という理由によるものだが、本当に廃止していいのか、国民側からの検証・討論が、充分行われていないのではないか。 FM電波が入らない地域は日本に多数あり、安易な切り捨ては災害時・非常時の人命に関わる事態にもなり兼ねない。 実施を急ぐのではなく、国会等で充分議論を尽くして、(FM移行するのであれば)取りこぼしの無いよう案を練り、試験を重ね、万全の代替準備を行ってからAM廃止に進むべきだ。 【匿名A】		
85	○ 私は、減税を重視し、日本人の利益を最優先に考える立場から、今回の一連の改正案については是々非々で意見を述べます。民間事業者の経営合理化と災害時を含む国民への情報提供の両立を図る方向性自体は評価しますが、税金負担の増大や日本人の安全・利益を損なう部分については、明確に修正を求めます。 一、基本的な評価（賛同する点） FM補完中継局の周波数拡充と「放送確保対策」の明確化 AM局の休止・廃止時に、76.1から90.0MHz帯を「真に必要なとき」に限定して使用可能とする案は、周波数の有効活用として合理的です。民間AMラジオ事業者の維持コスト削減を促し、無駄な設備投資を抑える点で、減税派の立場から支持します。国が補助金を増やしてAMを無理やり維持するより、市場原理で効率化を進める方が、将来の税負担軽減につながります。 同期放送方式の導入・審査基準の明確化 同一周波数による同期放送を制度化し、技術条件（搬送周波数差・周波数偏移差）を明確にする点は、効率的なネットワーク構築に資するものです。放送事業者の設備負担を軽減する方向性として評価します。 AM局運用休止特例措置の継続・要件柔軟化 特例措置を延長・柔軟化し、radiko等のインターネット配信も一定程度カバーとして考慮可能とする点は、事業者の経営判断を尊重するものです。民間企業の自由	○ 一、については賛同の御意見として承ります。なお、二、でいただいた御意見については、制度運用に当たった参考とさせていただきます。	無

	な合理化を妨げない姿勢は、健全です。 これらは「日本人ファースト」の観点からも、災害時に情報を届ける手段を多様化しつつ、過大なコストを抑える点で一定の意義があります。 二、是正・慎重を求める点（批判的指摘） 視聴継続措置ガイドラインの負担増リスク 中継局廃止時の視聴継続措置を努力義務とし、詳細な周知・合意形成・代替手段確保を求める方向は、聴取者保護の建前としては理解できます。しかし、これが実質的に事業者に高コストの義務を押しつける形になれば、結局は広告料やサービス価格に転嫁され、日本人消費者の負担増につながります。 求める修正： 努力義務を厳格化しすぎず、経済合理性を明確に優先する文言を追加すること。 国や自治体による補助金・公的負担を安易に前提としないこと（減税派として、新規財政支出は原則反対）。 radiko等のIP配信を「代替的視聴手段」としてより積極的に位置づけ、物理的中継局維持に固執しないこと。 － 「真に必要なとき」の運用と災害対応の優先 通達で「真に必要なとき」を具体例で明確化する方向は評価しますが、運用が緩くなり、安易に76.1から96.0MHz帯を開放しすぎると、既存の県域FMやコミュニティ放送との混信・周波数逼迫を招く恐れがあります。 求める修正： － 災害対策・放送確保対策を最優先とし、都市型難聴など他の目的への拡大を抑制すること。 － AM波が持つ「山間部・停電時・車載受信での優位性」を軽視せず、完全なFM一本化を急がないこと。日本人の命に直結する災害情報伝達能力を損なわないよう、検証を徹底すること。 － 日本人ファーストの観点からの追加要望 － 代替手段としてインターネット配信を過度に頼る場合、通信障害・停電・海外プラットフォーム依存のリスクが高まります。日本人の情報主権と災害レジリエンスを最優先し、地上波（特にAMの特性）の最低限の維持を制度的に担保すること。 － 外国波混信対策を含む周波数管理において、日本国民の利益を最優先し、国際調整で安易な譲歩をしないこと。 － 過疎地域の日本人高齢者が「情報難民」にならないよう、カバー率維持を数値目標で明確にすること。		
--	--	--	--

	三、結論 今回の改正案は、民間事業者の合理化を進め、周波数を効率的に使う点で方向性は正しい部分が多く、基本的に賛同します。しかし、視聴継続措置が新たな規制・コスト増につながったり、災害時の堅牢性を犠牲にしたりする形にならないよう、厳しく是々非々で運用してください。 税金を無駄に使わず、日本人の安全と利益を最優先する制度設計を強く求めます。過剰な規制や補助金依存ではなく、市場と技術革新で解決する道を選ぶべきです。 以上、意見として提出いたします。 【個人C】		
--	--	--	--